

- 太田浩三郎委員長 皆さん御苦勞さまでございます。  
ただいまより市民福祉常任委員会を開会いたします。  
当委員会に付託されました案件は、全部で2件であります。  
審査順序はお手元に配付の議案審査順表のとおりとさせていただきます。  
それでは、健康福祉部の議案審査に入ります。  
初めに、議第15号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。  
質疑・意見のある委員は御発言願います。
- 杉田源太郎委員 歳入の4款1項、ここで県の支出金ということで、県の補助金というところがあります。1目の保険給付費等交付金、これ、国のほうで特例の減免という形で提案をされていると思うんですけど、それを、県の補助金としてこれが支給されているということとなると思うので、それでいいかどうかということが1件と、その対象はどれくらいの数になるか、それを教えてください。
- 嶋 美津子国保年金課長 国保年金課長の嶋です。よろしく願いいたします。  
杉田委員の御質疑にお答えします。  
4款県支出金の保険給付費等交付金の中の特別交付金の内容ということなんですけれども、こちらは新型コロナウイルスに関する国保税の減免の国からの補助が、こちらの3款の国庫支出金のほうで災害臨時特例補助金ということで上げている部分があります。これが全体の額の10分の6、こちらで補填されます。そちらで補填されない分の10分の4について、特別交付金ということで県のほうから支出されます。  
こちらの見込みについてですけれども、年間20件程度と見込んで、今回、補正予算を組ませていただきました。  
以上です。
- 太田浩三郎委員長 よろしいですか。
- 杉田源太郎委員 了解です。
- 太田浩三郎委員長 ほかにはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第15号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
（賛成者挙手）
- 太田浩三郎委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議第16号「令和3年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」

案」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第16号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会といたします。当局並びに委員の皆さん、御苦労さまでございました。

閉会 (9 : 35)